

いのちとくらしをまもる
防 災 減 災

令和5年2月24日
気象庁 総務部 企画課
水管理・国土保全局 水政課

「気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案」を閣議決定

～官民の予報を高度化し、防災に関する情報提供を充実させます～

防災に関する情報提供の充実に向けて、国・都道府県が行う洪水等の予報・警報や民間の予報業務の高度化・充実を図るための「気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案」が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

近年の自然災害の頻発・激甚化等を背景として、防災対応のために国・都道府県が行う予報・警報の高度化が求められています。また、国等が行う予報を補完する局所的な予報のニーズも高まっているところです。

こうしたニーズに応じて、防災に関する情報提供を充実させていくため、「気象業務法」と「水防法」を一括改正し、最新技術を踏まえながら官民それぞれの予報の高度化・充実を図ります。

2. 法律案の概要

(1) 国・都道府県による予報の高度化

① 都道府県指定洪水予報河川の洪水予報の高度化

- ・国土交通大臣が、都道府県知事の求めに応じ、都道府県の洪水予報河川の予測水位情報を提供
- ・都道府県知事と気象庁長官は、提供された情報を踏まえ、共同して洪水予報を実施

② 火山現象に伴う津波の予報・警報の実施

- ・気象庁の予報及び警報の対象となる「水象」の定義に、火山現象に伴う津波を追加

(2) 民間事業者による予報の高度化

① 最新技術を踏まえた予報業務の許可基準の最適化

- ・最新の予測手法の導入により予報精度の向上を図るため、洪水等に係る許可基準を新設 等

② 防災に関連する予報の適切な提供の確保

- ・洪水等の社会的影響が特に大きい現象の予報業務には事前説明を義務付け 等+

③ 予報業務に用いることができる気象測器の拡充

- ・予報精度向上のため、検定済みではない気象測器の補完的な使用を可能に

問い合わせ先

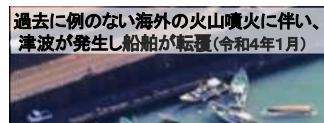
(全般・気象業務法に関すること) 気象庁総務部企画課 桑嶋・三浦 03-6758-3900 (内線 6721・6723)

(水防法に関すること) 水管理・国土保全局水政課 井上・上野 03-5253-8111 (内線 35213・35228)

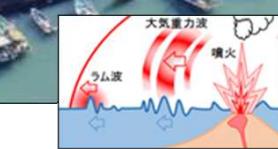
● 気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案

背景・必要性

○ 自然災害の頻発・激甚化や過去に例のない災害の発生を踏まえ、防災対応のための国や都道府県が行う予報・警報の高度化が求められている。



○ 加えて、洪水等に対する民間の事業継続等のため、国等が行う予報を**補完する局所的な予報**(個々の事業者等に向けた予報)のニーズも高まっている。



○ これらのニーズに対応する最新の技術進展(※)を踏まえ、自治体や住民、事業者等における様々な防災対応がより適確に実施されるよう、官民それぞれにおいて、予報の高度化・充実を図る必要がある。

(※)国指定河川の洪水予報では本川・支川一体予測を可能とする技術が、民間ではコンピュータシミュレーションによる予測技術等が進展。

法案の概要

国・都道府県による予報の高度化 — 国民の防災活動に資する「防災気象情報」の提供

① 都道府県指定洪水予報河川の洪水予報の高度化 【水防法・気象業務法】

洪水

○ 國土交通大臣は、都道府県知事の求めに応じ、国指定河川の水位を予測する過程で取得した都道府県指定河川の予測水位情報を提供(※)。

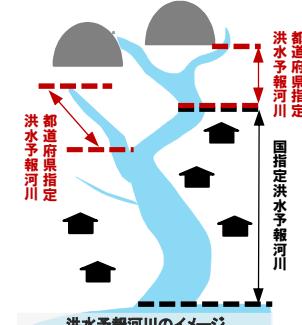
(※) 気象業務法の予警報制限を適用除外

○ 都道府県知事と気象庁は、当該情報を踏まえ、共同して洪水予報を実施。

② 火山現象に伴う津波の予報・警報の実施 【気象業務法】

津波

○ 気象庁が実施する業務に「火山現象に密接に関連する陸水及び海洋の諸現象」を追加し、火山現象に伴う津波の予報・警報を適確に実施。



民間事業者による予報の高度化 — 多様なニーズに応じた「きめ細やかな予報」の提供

① 最新技術を踏まえた予報業務の許可基準の最適化 【気象業務法】

土砂崩れ 高潮 波浪 洪水

○ 土砂崩れ・高潮・波浪・洪水(気象の予測結果により予測可能な現象)の予報業務の許可について、最新技術に基づく予測手法の導入による予報精度の向上を図るため、許可基準を新設し、気象庁長官が予測技術を審査。

- ・自ら気象の予測をしない事業者は、気象予報士の設置義務を免除。
- ・土砂崩れ・洪水の予測技術の審査には、國土交通大臣も関与。



② 防災に関連する予報の適切な提供の確保 【気象業務法】

火山現象 土砂崩れ 洪水 高潮 洪水

○ 社会的な影響が特に大きい現象(噴火・火山ガス・土砂崩れ・津波・高潮・洪水)の予報業務について、気象庁の予報等との相違による防災上の混乱を防止するため、事前説明を行った者のみへの提供を許可。(事前説明の義務付け)



【説明事項】
・国等の警報との違い
・予報の特性・誤差等

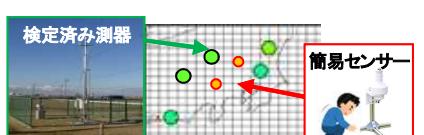
○ 気象庁以外の者の警報の制限の対象に土砂崩れを追加。

許可事業者からサービス利用者に対し事前に説明

③ 予報業務に用いることができる気象測器の拡充 【気象業務法】

気象等

○ 予報の精度向上を図るため、気象庁長官の確認を受けた場合には、検定済みではない気象測器を予報業務のために補完的に用いることを可能とする。



検定済み測器の観測値を主しつつ、簡易センサーによる観測値を補完的に利用して予報

目標・効果

- ① 國土交通省による都道府県指定河川の予測水位情報の提供により、早期に洪水予報が可能となる
河川数: 施行後5年間で約900河川
- ② 国等が行う洪水等の予報を補完する予報のニーズに対応する予報業務許可事業者の数: 土砂崩れ0者、洪水0者(2023年)⇒土砂崩れ10者、洪水30者(2028年)